

社会福祉法人羽島市社会福祉協議会
羽島市発達支援センター「相談室もも」パート職員募集要項

1. 職種及び業務内容

相談補助員：児童の発達にかかる外来相談・一般相談、児童・保護者への応対及び
これに付帯する業務

※ 変更範囲：法人が受託または自主的に実施する事業の範囲内

2. 受験資格

児童発達支援に关心があり、次の（1）から（3）を全て満たす人

- （1）保育士、特別支援学校教諭、小学校教諭、幼稚園教諭、言語聴覚士、作業療法士、相談支援専門員のうち、いずれかの資格または免許を有すること。
- （2）普通自動車運転免許（A T限定可）を所持し、社用車を運転できること。
- （3）パソコンでの基本的な操作（ワード、エクセルを使っての文書入力や定型フォームへの入力）ができること

ただし、次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する人は応募できません。

- （ア）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- （イ）日本の国籍を有しない人
- （ウ）日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した人

3. 採用予定人数 1名

4. 採用予定日 応相談

5. 雇用期間 契約日から令和9年3月31日まで（年度単位）

※ 次のいずれかにより判断し、契約を更新する場合がある。

- ①契約期間満了時の業務量 ②労働者の勤務成績、態度 ③労働者の能力

6. 就業場所 羽島市福寿町浅平3丁目25番地 羽島市福祉ふれあい会館3階

羽島市発達支援センター「相談室もも」及び業務に必要な関連の場所
※ 転勤の可能性：なし

7. 労働条件

- （1）給与等 時給1,110円、期末手当（賞与相当）：最大年間1.2ヵ月分（前年度実績）、通勤・時間外勤務手当：本会規程により支給
※ 賞与及び退職金なし。

- （2）勤務時間 平日9時00分から12時00分まで及び平日13時00分から17時00分の間で、週20時間程度（週28時間以内シフト制、応相談）
※ 始業・終業時刻を繰り上げ・繰り下げる場合があります。

- （3）休日 土曜日・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）、年次有給休暇等あり
※ 業務の都合により、時間外勤務、休日出勤があり、他の日を休日と振り替える場合があります。

- (4) 福利厚生等　雇用保険（週20時間以上勤務の場合のみ）、労災保険加入
 - (5) 定年　満65歳に達した日以後の最初の3月31日（定年後も契約更新の場合あり）
- ※ 労働条件は令和7年4月1日現在の基準であり、今後変更する場合があります。

8. 申込方法・期間

- (1) 次の書類を準備し、持参または郵送すること
 - ・ 持参の場合：土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分の間
 - ・ 郵送の場合：特定記録郵便または簡易書留郵便
 - ①職員採用試験申込書（本会所定様式、事前に入手すること）
 - ②所有する資格または免許を証する書類のコピー

※ 提出書類の記載内容に虚偽、不正等があることが判明した場合、採用しません。
- (2) 申込は随時受け付けます

※ 採用者が決定次第、受付・選考を終了します。

9. 選考方法・試験日等

- (1) 日時　　申込書類受付時に調整【申込日以降、応相談】
- (2) 会場　　羽島市福寿町浅平3丁目25番地　羽島市福祉ふれあい会館
- (3) 選考方法　面接

10. 結果通知　受験者に郵送で通知

11. その他

- (1) 希望者には職場訪問を認めます（訪問にかかる経費は本人負担とします）。
- (2) 職員採用試験申込書及び添付された書類は、返却いたしません。
- (3) 採用後に資格等に虚偽、不正等が発覚した場合、採用を取り消します。
- (4) 採用の日から3か月間を試用期間とし、職員として不適当と認めるときは、本採用を取り消す場合があります。

12. 照会先及び申込先

〒501-6255 羽島市福寿町浅平3丁目25番地　社会福祉法人羽島市社会福祉協議会
【雇用条件等に関する照会先及び書類提出先】

　　羽島市社会福祉協議会総務課　電話番号：058-391-0631　担当：淺野、伊藤

【業務内容に関する照会先】

　　羽島市発達支援センター「相談室もも」

　　電話番号：058-392-6125　担当：山田、長屋